

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

この条約の締約国は、

現在及び将来の世代のために、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用（特に人の食料としての消費のためのもの）を確保することを決意し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約及び分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の関連規定を想起し、

千九百八十二年条約及び協定に基づき、沿岸国及びこの地域において漁獲を行う国が、回遊域全体にわたる高度回遊性魚類資源の保存を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用という目的を促進するため、協力しなければならぬことを認識し、

保存管理措置が効果的であるためには、予防的な取組方法及び入手することのできる最良の科学的情報を用いる必要があることに留意し、

海洋環境に対する悪影響を回避し、生物の多様性を保全し、海洋生態系を本来のままの状態において維持し、及び漁獲操業が長期の又は回復不可能な影響を及ぼす危険性を最小限にする必要性を意識し、

この地域の開発途上にある島嶼国並びに海外領土及び属領が、生態学的及び地理的にぜい弱であること、高度回遊性魚類資源に対し経済的及び社会的に依存していること並びに高度回遊性魚類資源の保存、管理及び持続可能な利用への効果的な参加を可能にするための具体的な援助（財政的、科学的及び技術的援助を含む。）を必要としていることを認識し、

さらに、開発途上にあるより小規模な島嶼国が、財政的、科学的及び技術的援助の供与に当たって、特別の注意及び考慮を要する固有の必要性を有していることを認識し、

一貫性があり、効果的で、かつ、拘束力のある保存管理措置が、沿岸国とこの地域において漁獲を行う国との間の協力を通じてのみ達成することができることを認め、

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源全体の効果的な保存及び管理が、地域委員会を設立することによって最もよく達成することができることを確信して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「千九百八十二年条約」とは、千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約をいう。
- (b) 「協定」とは、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定をいう。
- (c) 「委員会」とは、この条約に基づいて設立された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会をいう。
- (d) 「漁獲」とは、次のことをいう。
 - (i) 魚類を探知し、又は採捕すること。
 - (ii) 魚類を探知し、又は採捕しようとする事。
 - (iii) 目的のいかんを問わず、魚類を探知し、又は採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活

動に従事すること。

(iv) 集魚装置又は関連電子設備（無線標識等）を設置し、探索し、又は回収すること。

(v) (i)から(iv)までに規定する活動（転載を含む。）を直接支援し、又は準備するために海上において作業すること。

(vi) 乗組員の健康及び安全又は船舶の安全に関する緊急事態を除くほか、(i)から(v)までに規定する活動のためにその他の船舶、舟艇、航空機又はエアクッション船を利用すること。

(e) 「漁船」とは、漁獲のために使用され、又は使用されることを目的とする船舶（支援船、運搬船その他そのような漁獲操業に直接関与する船舶を含む。）をいう。

(f) 「高度回遊性魚類資源」とは、千九百八十二年条約の附属書Iに掲げられる種のすべての魚類資源であつて条約区域に生息するもの及び委員会が決定するその他の魚種をいう。

(g) 「地域的な経済統合のための機関」とは、この条約が適用される事項に関しその加盟国から権限（これらの事項に関してその加盟国を拘束する決定を行う権限を含む。）の委譲を受けた地域的な経済統合のための機関をいう。

(h) 「転載」とは、海上又は港において漁船内の全部又は一部の魚類を他の漁船に積み卸すことをいう。

第二条 目的

この条約の目的は、千九百八十二年条約及び協定に従い、効果的な管理を通じて西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

第三条 適用区域

1 次条の規定に従うことを条件として、委員会が権限を有する区域（以下「条約区域」という。）は、次の線によって南側及び東側を区切られる太平洋のすべての水域から成るものとする。

オーストラリアの南岸から真南に東経百四十一度の子午線に沿ってその南緯五十五度の緯度線との交点まで、そこから真東に南緯五十五度の緯度線に沿ってその東経百五十度の子午線との交点まで、そこから真南に東経百五十度の子午線に沿ってその南緯六十度の緯度線との交点まで、そこから真東に南緯六十度の緯度線に沿ってその西経百三十度の子午線との交点まで、そこから真北に西経百三十度の子午線に沿ってその南緯四度の緯度線との交点まで、そこから真西に南緯四度の緯度線に沿ってその西経百五十度の子午線との交点まで、そこから真北に西経百五十度の子午線に沿った線

2 この条約のいかなる規定も、委員会の構成国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該構成国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

3 この条約は、条約区域内のすべての高度回遊性魚類資源（さんまを除く。）について適用する。この条約に基づく保存管理措置は、高度回遊性魚類資源の全生息域又は委員会が決定する条約区域内の特定の区域について適用する。

第四条 この条約と千九百八十二年条約との関係

この条約のいかなる規定も、千九百八十二年条約及び協定に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、千九百八十二年条約及び協定の範囲内で、かつ、これらと合致するように解釈し、及び適用する。

第二部 高度回遊性魚類資源の保存及び管理

第五条 保存及び管理の原則及び措置

委員会の構成国は、千九百八十二年条約、協定及びこの条約に従って協力する義務を履行するに当たり、条約区域における高度回遊性魚類資源を全体として保存し、及び管理するために次のことを行う。

- (a) 条約区域における高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用の目的を促進するための措置をとること。
- (b) (a)に規定する措置が、入手することのできる最良の科学的証拠に基づくこと並びに環境上及び経済上の関連要因（条約区域における開発途上国、特に開発途上にある島嶼^{しよ}国の特別の要請を含む。）を勘案し、かつ、漁獲の態様、資源間の相互依存関係及び一般的に勧告される国際的な最低限度の基準（小地域的なもの、地域的なもの又は世界的なもの^のいずれであるかを問わない。）を考慮して、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源量を維持し、又は回復することのできることを確保すること。
- (c) この条約並びにすべての関連する国際的に合意される基準並びに勧告される方式及び手続に従って、予防的な取組方法を適用すること。
- (d) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が、漁獲対象資源、非漁獲対象種及び漁獲対象資源と同じ生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連している種に及ぼす影響を評価すること。
- (e) 浪費、投棄、紛失され又は投棄された漁具による漁獲、漁船に起因する汚染、非漁獲対象種（魚類であるか非魚類であるかを問わない。以下「非漁獲対象種」という。）の漁獲及び漁獲対象資源に関連し

又は依存している種、特に絶滅のおそれのある種への影響を最小限にするための措置並びに選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を促進するための措置をとること。

(f) 海洋環境における生物の多様性を保護すること。

(g) 濫獲及び過剰な漁獲能力を防止し、又は排除するための措置並びに漁業資源の持続可能な利用に応じた漁獲努力量を超えない水準を確保するための措置をとること。

(h) 零細漁業者及び自給のための漁業者の利益を考慮に入れること。

(i) 漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（特に、漁船の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量並びに漁獲努力量に関するもの）及び国内的又は国際的な調査計画からの情報を適切な時期に収集し、及び共有すること。

(j) 実効的な監視、規制及び監督を通じて、保存管理措置を実施し、及び執行すること。

第六条 予防的な取組方法の適用

1 委員会の構成国は、予防的な取組方法を適用するに当たって、次のことを行う。

(a) 協定の附属書Ⅱ（この条約の不可分の一部を成す。）に規定する指針を適用すること並びに入手できる最良の科学的情報に基づいて、資源別の基準値及び当該基準値を超過した場合にとるべき措置を決定すること。

(b) 特に、資源の規模及び生産性に関連する不確実性、基準値、当該基準値に照らした資源の状態、漁獲死亡率の水準及び分布、非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種に漁獲活動が及ぼす影響並びに現在の又は予測される海洋、環境及び社会経済の状況を考慮に入れること。

(c) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に関連し又は依存している種並びにこれらの種の生息環境に漁獲が及ぼす影響を評価するためにデータの収集及び調査の計画を発展させること並びにこれらの種の保存を確保し、かつ、特別な懸念が生じている生息地を保護するために必要な計画を採用すること。

2 委員会の構成国は、情報が不確実、不正確又は不十分である場合には、一層の注意を払うものとする。十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由とし、又はとらないこととする理由としてはならない。

3 委員会の構成国は、基準値に接近している場合には、当該基準値を超過しないことを確保するための措

置をとる。委員会の構成国は、当該基準値を超過した場合には、遅滞なく、資源を回復するために1(a)の規定に基づいて決定された措置をとる。

4 委員会の構成国は、漁獲対象資源、非漁獲対象種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するために、これらの資源又は種の監視を強化する。委員会の構成国は、最新の情報に照らして当該保存管理措置を定期的に改定する。

5 委員会の構成国は、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置（特に漁獲量の制限及び漁獲努力量の制限を含む。）をとる。当該保存管理措置は、資源の長期的な持続可能性に当該漁場が及ぼす影響についての評価を可能とするのに十分なデータが得られるまで効力を有するものとし、その影響についての評価が可能となった時点で、当該評価に基づく保存管理措置が実施される。当該評価に基づく保存管理措置については、適当な場合には、当該漁場の漸進的な開発を認めなければならない。

6 委員会の構成国は、自然現象が高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合には、漁獲活動

がそのような悪影響を増幅させないことを確保するために緊急の保存管理措置をとる。委員会の構成国は、漁獲活動が高度回遊性魚類資源の持続可能性に深刻な脅威となっている場合においても、緊急の保存管理措置をとる。緊急の保存管理措置は、一時的であり、かつ、入手することのできる最良の科学的証拠に基づかなければならない。

第七条 国の管轄の下にある水域における諸原則の実施

1 沿岸国は、条約区域における自国の管轄の下にある水域内において、高度回遊性魚類資源を探查し、及び開発し、保存し、並びに管理するために主権的権利を行使するに際し、第五条に列挙した保存及び管理のための原則及び措置を適用する。

2 委員会の構成国は、条約区域における開発途上にある沿岸国、特に開発途上にある島嶼国^{しよ}が、自国の管轄の下にある水域において前二条の規定を適用するための能力及びこの条約が規定するこれらの国に対する援助の必要性に妥当な考慮を払う。

第八条 保存管理措置の一貫性

1 公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置と

は、高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。このため、委員会の構成国は、高度回遊性魚類資源について一貫性のある措置を達成するために協力する義務を負う。

2 委員会は、条約区域において高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置を定めるに当たって、次のことを行う。

(a) 高度回遊性魚類資源の生物学的一体性その他の生物学的特性並びに高度回遊性魚類資源の分布、漁場及び関係地域の地理的特殊性との関係（高度回遊性魚類資源が国の管轄の下にある水域内に生息し、及び漁獲される程度を含む。）を考慮すること。

(b) (i) 沿岸国が自国の管轄の下にある水域において同一の資源に関し千九百八十二年条約第六十一条に従って採用し、及び適用している保存管理措置を考慮し、並びに当該資源に関して条約区域全体のために定められる措置が当該保存管理措置の実効性を損なわないことを確保すること。

(ii) 関係沿岸国及び公海において漁獲を行う国が同一の資源に関し条約区域の一部を構成する公海に対して千九百八十二年条約及び協定に従って定め、及び適用している措置であって従前に合意されたも

のを考慮すること。

(c) 小地域的又は地域的な漁業管理機関又は枠組みが同一の資源に関し千九百八十二年条約及び協定に従って定め、及び適用している措置であつて従前に合意されたものを考慮すること。

(d) 沿岸国及び公海において漁獲を行う国が関係の資源に依存している程度を考慮すること。

(e) 高度回遊性魚類資源についての一貫性のある保存管理措置が海洋生物資源全体に対して有害な影響を及ぼす結果とならないことを確保すること。

3 沿岸国は、自国の管轄の下にある水域において高度回遊性魚類資源について採用し、及び適用している措置が同一の資源に関しこの条約に基づき委員会によって採択される措置の実効性を損なわないことを確保する。

4 委員会は、条約区域において委員会の構成国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の水域がある場合には、この条の規定を実施するに際し、当該公海の水域について定められる保存管理措置と周囲の沿岸国が自国の管轄の下にある水域において千九百八十二年条約第六十一条に従い同一の資源に関して定める保存管理措置との間の一貫性を確保することに特別な注意を払う。

第三部 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会

第一節 総則

第九条 委員会の設立

- 1 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立する。委員会は、この条約の規定に基づいて任務を遂行する。
- 2 協定に規定された漁業主体であつてこの条約の附属書Iの規定に従いこの条約が定める制度に拘束されることに同意したものは、この条及びこの条約の附属書Iの規定に従つて委員会の活動（意思決定を含む。）に参加することができる。
- 3 委員会は、年次会合を開催する。委員会は、この条約に基づいてその任務を遂行するために必要なその他の会合を開催する。
- 4 委員会は、異なる国籍を有する議長及び副議長各一人を締約国から選出する。議長及び副議長の任期は、二年とし、議長及び副議長は、再選される資格を有する。議長及び副議長は、後任者が選出されるまでの間、在任する。

5 費用対効果の原則は、委員会及びその補助機関の会合の開催頻度、期間及び日程について適用する。委員会は、適当な場合には、その任務の効率的な遂行のために必要な専門家の役務の提供を受けるため、及びこの条約に基づいてその責任を効果的に果たすことを可能とするために、適当な機関との間で契約上の取決めを締結することができる。

6 委員会は、国際法上の法人格並びにその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員が締約国の領域内で享受する特権及び免除は、委員会と当該国との間の合意によって決定する。

7 締約国は、委員会の本部の所在地を決定し、及び委員会の事務局長を任命する。

8 委員会は、コンセンサス方式により、その会合（委員会の補助機関の会合を含む。）の運営及びその任務の効率的な遂行のための手続規則を採択し、及び必要に応じて改正する。

第十条 委員会の任務

1 委員会の任務は、次のとおりとする。ただし、自国の管轄の下にある水域において高度回遊性魚類資源を探查し、及び開発し、保存し、並びに管理するための沿岸国の主権的権利を害するものではない。

- (a) 委員会が決定する高度回遊性魚類資源について条約区域内における総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること並びに高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保するために必要な他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること。
- (b) 国の管轄の下にある水域における高度回遊性魚類資源に関する保存管理措置と公海における同一の資源に関する措置との一貫性を確保するため、委員会の構成国間の協力及び調整を促進すること。
- (c) 非漁獲対象種及び漁獲対象資源に依存し又は関連している種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するために、必要な場合には、これらの種についての保存及び管理の措置及び勧告を採択すること。
- (d) 協定の附属書 I（この条約の不可分の一部を成す。）に基づいて、条約区域における高度回遊性魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準を採択すること。
- (e) 適当な場合には秘密を保持しつつ、最良の科学的情報の入手を確保するため、正確かつ完全な統計的データを編集し、及び普及させること。
- (f) 科学的助言を入手し、及び評価すること、資源の状態を検討すること、関連する科学的調査の実施を

促進すること並びにこれらの結果を普及させること。

(g) 必要な場合には、条約区域における高度回遊性魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分のための基準を作成すること。

(h) 漁獲操業の責任ある実施のために一般的に勧告された国際的な最低限度の基準を採択すること。

(i) 効果的な監視、規制、監督及び取締りのための適切な協力の仕組み（船舶監視システムを含む。）を設けること。

(j) 委員会の活動に関連する経済上及び漁業上のデータ及び情報を入手し、及び評価すること。

(k) 委員会の新たな構成国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。

(l) 委員会の手続規則、財政規則その他委員会がその任務を遂行するために必要な運営上の内部規則を採択すること。

(m) 委員会の予算案を審議し、及び承認すること。

(n) 紛争の平和的解決を促進すること。

(o) 委員会の権限の範囲内の問題又は事項について討議し、及びこの条約の目的を達成するために必要な

措置又は勧告を採択すること。

2 委員会は、1の規定の実施に当たって、特に次に関する措置を採択することができる。

- (a) 漁獲することのできる種又は資源の量
- (b) 漁獲努力量
- (c) 漁獲能力の制限（漁船の数、種類及び大きさに関する措置を含む。）
- (d) 漁獲することのできる水域及び期間
- (e) 漁獲することのできる種の魚類の大きさ
- (f) 使用することのできる漁具及び漁法
- (g) 特定の小地域又は地域

3 委員会は、総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分のための基準を作成するに当たって、特に次の事項を考慮する。

- (a) 漁場における資源の状態及び現在の漁獲努力量
- (b) 各漁業者の漁場における利益、過去及び現在の漁獲の態様並びに漁獲の慣行並びに漁獲物が国内消費

に利用される程度

(c) 水域における歴史的漁獲量

(d) 条約区域における開発途上にある島嶼国並びに海外領土及び属領であつて、その経済、食料供給及び生計が海洋生物資源の開発に依存する度合の極めて高いものの必要性

(e) 各漁業者の資源の保存及び管理に対する貢献（正確なデータの提供及び条約区域における科学的調査の実施に対する貢献を含む。）

(f) 漁業者による保存管理措置の遵守の記録

(g) 資源の漁獲に主として依存する沿岸社会の必要性

(h) 他国の排他的経済水域に囲まれ、かつ、自国の排他的経済水域が限定されている国の特別の事情

(i) 独自の明確な経済的文化的同一性を有するが、公海の水域によって分断されていることによつて近接していない島の集団で構成される開発途上にある島嶼国の地理的状况

(j) 自国の管轄の下にある水域に資源が生息する沿岸国（特に開発途上にある島嶼国）並びに海外領土及び属領の漁業上の利益及び願望

4 委員会は、総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分に関する決定を行うことができる。そのような決定（船舶の種類の種類に関する決定を含む。）は、コンセンサス方式によって行う。

5 委員会は、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会によるそれぞれの権限の範囲内の事項に関する報告及び勧告を考慮する。

6 委員会は、決定した措置及び勧告をすべての構成国に対して速やかに通報し、並びに採択した保存管理措置を適当な方法で公表する。

第十一条 委員会の補助機関

1 委員会の補助機関として、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会を設置する。これらの専門委員会は、それぞれの権限の範囲内の事項に関し、委員会に助言を与え、及び勧告を行う。

2 委員会の構成国は、各専門委員会に対して一名の代表を任命する権利を有するものとし、各代表は、その他の専門家及び顧問を伴うことができる。各代表は、当該専門委員会が権限を有する分野についての適当な資格又は経験を有していなければならない。

3 各専門委員会は、その任務の効率的な遂行に必要な頻度で会合する。ただし、いかなる場合において

も、委員会の年次会合に先立って会合し、その審議結果を年次会合に報告する。

4 各専門委員会は、コンセンサス方式によって報告書を採用するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスを達成することができなかった場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての委員会の構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

5 各専門委員会は、その任務の遂行に当たり、適当な場合には対象となる事項について権限を有する他の漁業管理機関、技術機関又は科学機関と協議し、及び必要に応じて特別に専門家の助言を求めることができる。

6 委員会は、その任務の遂行のために必要と認める他の補助機関（特定の種又は資源に関する技術的な問題を調査し、及び委員会に報告するための作業部会を含む。）を設置することができる。

7 委員会は、その採択する保存管理措置の北緯二十度線の北側の水域についての実施及び主として当該水域に生息する資源に関する保存管理措置の作成に関して勧告を行うための小委員会を設置する。当該小委員会には、当該水域に位置する委員会の構成国及び当該水域で漁獲を行う委員会の構成国を含める。当該

小委員会の構成国でない委員会の構成国は、当該小委員会の審議にオブザーバーとして出席するため、一人の代表を派遣することができる。当該小委員会の活動に係る特別の費用は、当該小委員会の構成国が負担する。当該小委員会は、コンセンサス方式によって委員会への勧告を採択する。委員会は、当該水域の特定の資源及び種に関する措置を採択するに当たっては、当該小委員会の勧告に基づいて決定する。そのような勧告は、委員会が当該資源又は種について採択する一般的な政策及び措置並びにこの条約に規定する保存及び管理のための原則及び措置に合致するものでなければならない。委員会は、実質事項についての意思決定に関する手続規則に従って当該小委員会の勧告（いかなる事項に関するものであるかを問わない。）を受諾しない場合には、当該事項を更なる検討のため当該小委員会に差し戻す。当該小委員会は、委員会が表明した意見に照らして、当該事項を再検討する。

第二節 科学的情報及び助言

第十二条 科学専門委員会の任務

1 委員会がその検討のため入手可能な最良の科学的情報を得ることを確保するため、科学専門委員会を設置する。

2 科学専門委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 委員会に研究計画（科学の専門家又は適当な場合には他の機関若しくは個人が取り扱う特定の問題及び項目を含む。）を勧告すること並びに必要なデータを特定し、及びそのための活動を調整すること。
- (b) 委員会による検討に先立ち委員会のために科学の専門家によって作成された評価、分析その他の作業報告及び勧告について検討すること並びに必要なに応じこれらに関する情報、助言及び意見を提供すること。
- (c) 高度回遊性魚類資源、非漁獲対象種及び条約区域における高度回遊性魚類資源と同一の生態系に属する種又は高度回遊性魚類資源に関連し、若しくは依存している種に関する情報を改善するため、千九百八十二年条約第二百四十六条の規定を考慮して、科学的調査における協力を奨励し、及び促進すること。
- (d) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存している種に関する調査及び分析の結果を検討すること。
- (e) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存している

る種の状態に関する調査結果又は結論を委員会に報告すること。

(f) 技術・遵守専門委員会と協議の上、地域オブザーバー計画の優先事項及び目的を委員会に勧告し、並びに当該地域オブザーバー計画の結果を評価すること。

(g) 条約区域における漁獲対象資源又は非漁獲対象種若しくは漁獲対象資源に関連し若しくは依存している種の保存及び管理並びに調査に関する事項につき、指示又は自己の発意によって委員会に報告し、及び勧告すること。

(h) 委員会が要請し、又は与えるその他の任務及び職務を遂行すること。

3 科学専門委員会は、委員会が採択する指針及び指示に従ってその任務を遂行する。

4 太平洋共同体の海洋漁業計画及び全米熱帯まぐろ類委員会又はこれらを承継する機関の代表は、科学専門委員会の活動に参加するよう招請される。科学専門委員会は、委員会の活動に関連する事項について科学的専門性を有するその他の機関又は個人に対して、その会合に出席するよう招請することができる。

第十三条 科学的な役割

1 委員会は、科学専門委員会の勧告を考慮し、この条約が対象とする漁業資源並びにその保存及び管理に

関連する事項について情報及び助言を提供する科学の専門家を使用することができる。委員会は、この目的で科学的な役務を利用するため、運営上及び財政上の取決めを締結することができる。委員会は、この点に関し及び費用対効果が大きい方法でその任務を遂行するために、可能な限り最大限に既存の地域機関の役務を利用するものとし、また、適当な場合には、委員会の活動に関連する事項について専門性を有する他の漁業管理機関、技術機関又は科学機関と協議する。

2 科学の専門家は、委員会の指示に従って、次のことを行うことができる。

- (a) 委員会の活動を支援するための科学的な調査及び分析を実施すること。
- (b) 委員会が主たる関心を有する種についての資源別の基準値を作成し、並びに当該基準値を委員会及び科学専門委員会に勧告すること。
- (c) 委員会が定める基準値に対する資源の状態を評価すること。
- (d) 保存管理措置の作成及び他の関連事項を支援するために、委員会及び科学専門委員会に対して、科学的な作業の結果の報告、助言及び勧告を提供すること。
- (e) 要請に基づいて、その他の任務及び職務を遂行すること。

- 3 科学の専門家は、その職務を遂行するに当たって、次のことを行うことができる。
 - (a) 委員会が定める合意された原則及び手続（データの秘密性、開示及び公表に関する手続及び政策を含む。）に従って、漁業のデータの収集、編集及び頒布を行うこと。
 - (b) 条約区域内の高度回遊性魚類資源、非漁獲対象種及び高度回遊性魚類資源と同一の生態系に属する種又は高度回遊性魚類資源に関連し、若しくは依存している種についての評価を実施すること。
 - (c) 漁獲その他の人間の活動及び環境要因が漁獲対象資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に関連し、若しくは依存している種に及ぼす影響を評価すること。
 - (d) 漁獲の方法又は水準について提案された変更及び提案された保存管理措置の潜在的な影響を評価すること。
 - (e) 委員会が付託するその他の科学的な事項について調査すること。
- 4 委員会は、科学の専門家によって提供された科学的な情報及び助言について、定期的な専門家による検討のために適当な措置をとることができる。
- 5 科学の専門家による報告及び勧告は、科学専門委員会及び委員会に提供される。

第三節 技術・遵守専門委員会

第十四条 技術・遵守専門委員会の任務

1 技術・遵守専門委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 保存管理措置の実施及び遵守に関連する情報、技術的助言及び勧告を委員会に提供すること。
- (b) 委員会が採択する保存管理措置の遵守を監視し、及び検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

- (c) 委員会が採択する監視、規制、監督及び取締りのための協力的措置の実施を検討すること並びに必要に応じて委員会に勧告を行うこと。

2 技術・遵守専門委員会は、その任務の遂行に当たって、次のことを行う。

- (a) 委員会が採択する公海における保存管理措置及び国の管轄の下にある水域における補完的措置が適用される方法についての情報交換のための場を設けること。

- (b) この条約の規定及びこれに従って採択された措置に対する違反を監視し、調査し、及び処罰するためにとられた措置に関して、委員会の各構成国から報告を受けること。

- (c) 地域オブザーバー計画が作成された場合には、科学専門委員会と協議の上、当該地域オブザーバー計画の優先事項及び目的を委員会に勧告すること並びに当該地域オブザーバー計画の結果を評価すること。
- (d) 委員会が付託するその他の事項について検討し、及び調査すること（漁業データを検証し、及び確認するための措置を作成し、及び検討することを含む。）。
- (e) 漁船及び漁具の標識その他技術的事項について委員会に勧告すること。
- (f) 科学専門委員会と協議の上、使用できる漁具及び漁法について委員会に勧告すること。
- (g) 保存管理措置の遵守の程度に関する調査結果又は結論について委員会に報告すること。
- (h) 監視、規制、監督及び取締りに関する事項について委員会に勧告すること。
- 3 技術・遵守専門委員会は、委員会の承認を得て、その任務の遂行に必要な補助機関を設置することができらる。
- 4 技術・遵守専門委員会は、委員会が採択する指針及び指示に従ってその任務を遂行する。

第四節 事務局

第十五条 事務局

- 1 委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができる。
- 2 事務局長は、四年の任期で任命されるものとし、四年の任期をもって引き続き再任されることができ
- 3 事務局長は、委員会の首席行政官であり、委員会及び補助機関のすべての会合において首席行政官の資格で行動し、かつ、委員会が委任するその他の運営上の任務を遂行する。
- 4 事務局の任務には、次のことを含む。
 - (a) 委員会の公用通信を発受すること。
 - (b) この条約の目的を達成するために必要なデータの編集及び頒布を円滑にすること。
 - (c) 委員会、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成する
- (d) 監視、規制及び監督並びに科学的助言の提供のために合意された措置を運用すること。

- (e) 委員会及びその補助機関の決定を公表し、並びに委員会及びその補助機関の活動を促進すること。
- (f) 財務、人事その他の運営上の任務を行うこと。

5 この条約に基づいて設置される事務局は、委員会の構成国による費用の負担を最小にするため、費用対効果の大きいものとする。事務局の設置及びその任務の遂行については、適当な場合には、既存の地域機関が一定の技術事務局の機能を果たす能力を考慮する。

第十六条 委員会の職員

1 委員会の職員は、委員会の任務を遂行するために必要な科学的又は技術的な能力を有する人員その他の人員で構成する。職員は、事務局長によって任命される。

2 職員の採用及び雇用に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。こうした考慮を払った上で、幅広い基盤をもつ事務局を確保するため、委員会の構成国間の衡平の原則に基づき、職員を採用することの重要性に妥当な考慮を払う。

第五節 委員会の財政措置

第十七条 委員会の資金

1 委員会の資金には、次のものを含む。

(a) 次条2の規定に基づく分担金

(b) 任意の拠出金

(c) 第三十条3に規定する基金

(d) 委員会が受領するその他の資金

2 委員会は、コンセンサス方式により、その運営及びその任務の遂行のための財政規則を採択し、及び必要に応じて改正する。

第十八条 委員会の予算

1 事務局長は、委員会の予算案を作成し、及び委員会に提出する。予算案においては、委員会の運営経費のうち、前条1(a)に規定された分担金から支弁されるもの並びに前条1(b)、(c)及び(d)に基づいて受領した資金から支弁されるものを明示する。委員会は、コンセンサス方式によって予算を採択する。委員会が予算に関する決定を採択することができない場合には、委員会の運営予算に対する分担金の水準は、新たな予算がコンセンサス方式によって採択される時点まで、翌年の委員会の運営経費の支払のため、前年の予

算に基づいて決定される。

2 予算に対する分担金の額は、委員会がコンセンサス方式によって採択し、及び必要に応じて改正する算定方式に基づいて決定される。当該算定方式を採択するに当たっては、均等な基本額、委員会の関係構成国の発展度及び支払能力を反映した国富に基づく額並びに変動額を委員会の各構成国について算定することに妥当な考慮を払う。変動額は、特に委員会によって特定される種が条約区域における排他的経済水域及び国の管轄の外の水域において採捕される総漁獲量に基づくものとする。ただし、開発途上国である委員会の構成国及び海外領土である委員会の構成国の排他的経済水域においてこれらの構成国を旗国とする漁船によって採捕される漁獲量については、割引要因を適用するものとする。委員会が採択する算定方式は、委員会の財政規則に定める。

3 ある拠出国が委員会に対する分担金の支払を延滞し、かつ、その延滞額が前二年間に支払うべきであった分担金の額に等しいか、又はこれを超える場合には、当該拠出国は、委員会による決定に参加することができない。そのような未払の分担金については、財政規則の中で委員会が決定する利率によって利子を支払う。ただし、委員会は、支払の不履行が当該拠出国にとってやむを得ない事情によると認める場合に

は、利子の支払を免除し、及び当該拠出国に投票を許すことができる。

第十九条 年次会計検査

年次会計報告を含む委員会の記録、帳簿及び決算報告は、委員会によって任命される独立の会計検査の専門家が毎年検査する。

第六節 意思決定

第二十条 意思決定

1 委員会における意思決定は、原則として、コンセンサス方式によるものとする。この条の規定の適用上、「コンセンサス」とは、決定がなされた際に正式の異議がないことを意味する。

2 この条約がコンセンサス方式によって意思決定を行わなければならないと明示的に規定している場合を除くほか、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が払われた場合には、手続問題についての投票による決定は、出席し、かつ、投票する構成国の過半数による議決で行う。実質問題についての決定は、出席し、かつ、投票する構成国の四分の三以上の多数による議決で行う（当該多数には、出席し、かつ、投票する南太平洋フォーラム漁業機関の構成国の四分の三以上の多数及び出席し、かつ、投票

する南太平洋フォーラム漁業機関の非構成国の四分の三以上の多数が含まれることを条件とする。ただし、そのような条件がいずれかの票決グループにおいて満たされない場合においても、提案に対する反対が当該票決グループにおいて二票以下のときは、当該提案は否決されることがないものとする。）。ある問題が実質問題であるか否かが争点となる場合には、委員会がコンセンサス方式により又は実質問題の決定に必要な多数で異なる決定を行わない限り、その問題を実質問題として扱う。

3 議長は、コンセンサス方式によって決定を行うためのあらゆる努力が払われたと認める場合には、委員会の会期中で投票による決定を行う期限を定める。委員会は、いずれかの代表が要請する場合には、出席し、かつ、投票する委員会の構成国の過半数により同一の会期中で定める期限まで決定を行うことを延期することができる。委員会は、当該期限が到来した時点で、延期された問題について票決を行う。この規則は、いかなる問題についても一度だけ適用することができる。

4 委員会は、提案に関する決定がコンセンサス方式によらなければならないとこの条約が明示的に規定し、かつ、当該提案に対して異議があると議長が判断する場合には、この事項についてコンセンサスを達成するため意見の相違を調停することを目的として、調停者を任命することができる。

5 委員会が採択する決定は、6及び7の規定に従うことを条件として、その採択の日の後六十日で拘束力を生ずる。

6 決定に反対票を投じ、又は決定が行われた会合に欠席した委員会の構成国は、委員会が決定を採択してから三十日以内に、この条約の附属書Ⅱに定められた手続に従って設置される再検討協議会に対して、次のことを理由として決定の再検討を求めることができる。

(a) 当該決定がこの条約、協定又は千九百八十二年条約の規定に適合しないこと。

(b) 当該決定が委員会の関係構成国を法律上又は事実上不当に差別していること。

7 委員会の構成国は、再検討協議会の認定及び勧告が出され、並びに委員会の要求する措置がとられるまでの間、当該決定を実施する義務を負わない。

8 再検討協議会が、委員会の決定について変更、修正又は撤回の必要がないと認める場合には、当該決定は、事務局長が再検討協議会の認定及び勧告を通知した日から三十日で拘束力を生ずる。

9 委員会は、再検討協議会が委員会に対し、委員会の決定について変更、修正又は撤回を勧告した場合に、次回年次会合において、再検討協議会の認定及び勧告に適合するように当該決定を変更し、若しくは

修正するものとし、又は当該決定の撤回を決定することができる。ただし、委員会は、その構成国の過半数が書面によって要請する場合には、再検討協議会による認定又は勧告が通知された日から六十日以内に特別会合を開催する。

第七節 透明性及び他の機関との協力

第二十一条 透明性

委員会は、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。この条約の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関及び非政府機関の代表は、オブザーバーその他の適当な資格で委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。委員会の手続規則は、そのような参加について定めるものとし、また、この点に関して、不当に制限的であってはならない。当該政府間機関及び非政府機関は、委員会が採択する規則及び手続に従って適当な情報を適時に入手することができる。

第二十二条 他の機関との協力

1 委員会は、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関と相互の関心事について協力する。

2 委員会は、協議及び協力のため、他の政府間機関、特に、関連する目的を有し、かつ、この条約の目的の達成に貢献し得る政府間機関（例えば、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会、みなまぐる保存委員会、インド洋まぐる類委員会、全米熱帯まぐる類委員会）と適当な取極を締結する。

3 委員会は、条約区域が他の漁業管理機関の規制下にある水域と重複する場合には、双方の機関によって規制される水域に生息する種についてとられる措置が重複することを避けるために当該漁業管理機関と協力する。

4 委員会は、第二条に規定する目的の達成を確保するために全米熱帯まぐる類委員会と協力する。委員会は、このため、一貫性のある保存管理措置（双方の機関の条約区域に生息する魚類資源の監視、規制及び監督に関する措置を含む。）について合意に達するために全米熱帯まぐる類委員会との協議を開始する。

5 委員会は、この条約の目的の達成を促進し、及び他の機関の活動との重複を最小限にするため、入手可能な最良の科学的情報その他漁業に関する情報入手することを目的として、この条に規定する機関その他適当な機関（例えば、太平洋共同体、南太平洋フォーラム漁業機関）との関係に関する協定を締結することができる。

6 委員会が1、2及び5の規定に基づいて取極又は協定を締結した機関は、委員会の手続規則に従って、委員会の会合にオブザーバーとして出席するために代表を指名することができる。適当な場合には、当該機関の見解を得るための手続を定める。

第四部 委員会の構成国の義務

第二十三条 委員会の構成国の義務

1 委員会の構成国は、この条約の規定並びにこの条約に基づいて随時合意される保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、並びにこの条約の目的を促進するために協力する。

2 委員会の構成国は、次のことを行う。

(a) 協定の附属書Iの規定に従い統計的及び生物学的なデータ及び情報その他のデータ及び情報を、また、委員会が必要とする場合には、追加的なデータ及び情報を委員会に対して毎年提供すること。

(b) 信頼し得る漁獲量及び漁獲努力量に関する統計の編集を促進するため、条約区域における自国の漁獲活動に関する情報（漁獲水域及び漁船に関する情報を含む。）を、委員会の要求する方法及び間隔で、

委員会に提供すること。

(c) 委員会によって採択される保存管理措置を実施するためにとった措置に関する情報を、委員会の要求する間隔で、委員会に提供すること。

3 委員会の構成国は、条約区域内の自国の管轄の下にある水域における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のためにとった措置について常時委員会に通報する。委員会は、そのすべての構成国に対し、そのような情報を定期的に配布する。

4 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船であつて条約区域内において漁獲を行うものの活動を規制するためにとった措置について常時委員会に通報する。委員会は、そのすべての構成国に対し、そのような情報を定期的に配布する。

5 委員会の構成国は、最大限可能な範囲で、条約区域において漁獲を行う自国民及び自国民が所有し、又は管理する漁船がこの条約の規定を遵守することを確保するための措置をとる。このため、委員会の構成国は、取締りを円滑にするための協定を当該漁船の旗国と締結することができる。委員会の構成国は、委員会の他のいずれかの構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、若しくは管理する漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反

の容疑について最大限可能な範囲で調査する。調査の進展に関する報告（違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった時から二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供されるものとし、また、調査が終了した時には、調査の結果に関する報告が提供される。

第五部 旗国の義務

第二十四条 旗国の義務

- 1 委員会の構成国は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
 - (a) 自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該漁船が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。
 - (b) 自国を旗国とする漁船が締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないこと。
- 2 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の適当な一又は二以上の当局が許可を与えない限り、当該漁船が国の管轄の下にある水域を超える条約区域において高度回遊性魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。委員会の構成国は、千九百八十二年条約、協定及びこの

条約に基づく自国を旗国とする漁船に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該漁船を
国の管轄の下にある水域を超える条約区域における漁獲のために使用することを許可する。

3 委員会の構成国は、漁船が次のことを行うことを条件として、当該漁船に対して許可を与える。

(a) 他国の管轄の下にある水域において漁獲を行う場合には、当該他国の要求する許可を保持すること。

(b) 条約区域における公海で操業を行う場合には、この条約の附属書Ⅲの要件（この条約に基づいて操業
するすべての船舶の一般的な義務としても定められた要件）に従うこと。

4 委員会の構成国は、この条約を効果的に実施するために、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、自国の
管轄の下にある水域を超える条約区域において漁獲に使用されることを許可された漁船を記載する漁船記
録を保持するとともに、これらの漁船のすべてがその記録に記載されることを確保する。

5 委員会の構成国は、4の規定に従って保持することが義務付けられる漁船記録に記載する各漁船につい
て、この条約の附属書Ⅳに規定された情報を、委員会が合意する手続に従い、毎年委員会に提供すると
もに、そのような情報に何らかの修正を行う場合には、当該修正を速やかに委員会に通報する。

6 委員会の構成国は、更に、次の情報を速やかに委員会に通報する。

(a) 漁船記録への追加

(b) 次の理由（いずれの理由が適用されるかを明示すること。）による漁船記録からの削除

- (i) 漁獲を行うことの許可又はその更新についての当該漁船の所有者又は操業者による任意の放棄
- (ii) 当該漁船に与えられた漁獲を行うことの許可についての2の規定に基づく取消し
- (iii) 当該漁船が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実
- (iv) 当該漁船の解撤、操業の中止又は喪失
- (v) その他の理由

7 委員会は、5及び6の規定に従って提供された情報に基づき、4に規定する漁船について、独自の記録を保持する。委員会は、この記録に含まれた情報を、そのすべての構成国に対して定期的に配布し、及びそのいずれかの構成国の要請に応じて個別に提供する。

8 委員会の構成国は、条約区域における公海で高度回遊性魚類資源の漁獲を行う自国の漁船に対し、そのような水域にある間、準リアルタイム衛星船位測定送信機を使用することを要求する。委員会は、当該準リアルタイム衛星船位測定送信機の使用に関する基準、仕様及び手続を定め、並びに条約区域における公

海で高度回遊性魚類資源を漁獲するすべての船舶について船舶監視システムを運用する。委員会は、そのような基準、仕様及び手続を定めるに当たって、開発途上国の伝統的漁船の特性を考慮に入れる。委員会は、直接にかつ旗国が求める場合には旗国と同時に、又は委員会が指定する他の機関を通じ、委員会が採択する手続に従い当該船舶監視システムから情報を受領する。委員会が採択する手続には、当該船舶監視システムを通じて受領した情報の秘密性を保護するための適当な措置を含める。委員会のいずれの構成国も、自国の管轄の下にある水域を当該船舶監視システムの対象水域に含めるよう要請することができる。

9 委員会の構成国は、条約区域における委員会の他の構成国の管轄の下にある水域で漁獲を行う自国の漁船が、沿岸国によって決定される基準、仕様及び手続に従って準リアルタイム衛星船位測定送信機を運用するよう求める。

10 委員会の構成国は、各国の船舶監視システムと公海の船舶監視システムとの間の一貫性を確保するために協力する。

第六部 遵守及び取締り

第二十五条 遵守及び取締り

- 1 委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会が定めるすべての保存管理措置を執行する。
- 2 委員会の構成国は、委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国を旗国とする漁船によるこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する違反の容疑について十分に調査する。調査の進展に関する報告（違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった時から二箇月以内に、要請を行った委員会の構成国及び委員会に提供されるものとし、また、調査が終了した時には、調査の結果に関する報告が提供される。
- 3 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船による違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認める場合には、手続を開始するため自国の法律に従って遅滞なく自国の当局に事件を付託し、及び適当な場合には当該漁船を抑留する。
- 4 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を行ったことが自国の法律によって確定した場合には、その漁船が当該違反について自国によって課されたすべての制裁に従うまでの間、条約区域において、漁獲活動を停止し、かつ、漁獲活動に

従事しないことを確保する。当該漁船がこの条約の締約国である沿岸国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行った場合には、旗国は、自国の法律に従って、当該沿岸国がその国内法令に基づいて課する制裁に当該漁船が速やかに従うことを確保し、又は7の規定に基づいて適当な制裁を課する。この条の規定の適用上、重大な違反とは、協定第二十一条11(a)から(h)までに規定する違反その他委員会が決定する違反をいう。

5 委員会の構成国は、自国の国内法令によって認められた範囲内で、違反の容疑に関連する証拠を委員会その他の構成国の検察当局に提供するための措置を定める。

6 公海上の漁船が委員会の構成国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行ったと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該漁船の旗国は、委員会の関係構成国の要請により、直ちに、かつ、十分にこの事案を調査する。この場合において、旗国は、適当な取締措置をとることについて当該構成国と協力するものとし、また、当該構成国の関係当局に対し、公海上の当該漁船に乗船し、及びこれを検査することを認めることができる。この6の規定は、千九百八十二年条約第百十一条の規定の適用を妨げるものではない。

- 7 すべての調査及び司法上の手続は、速やかに実施されるものとする。違反について適用される制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため、及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を取り上げるものとする。漁船の船長その他の上級乗組員について適用される措置は、特に船長又は上級乗組員として漁船で勤務するための承認の拒否、取消し又は停止を可能とする規定を含むものとする。
- 8 委員会の構成国は、この条の規定に従った遵守措置（違反に対して課する制裁を含む。）についての年次報告を委員会に送付する。
- 9 この条の規定は、次の権利を害するものではない。
 - (a) 委員会の構成国の漁業に関する国内法令に基づく権利（自国の管轄の下にある水域内で発生した違反に関し、当該国内法令に基づいて関係船舶に対して適当な制裁を課する権利を含む。）
 - (b) この条約、協定又は千九百八十二年条約に抵触しない関連する二国間又は多数国間の漁業協定に定められた遵守及び取締りに関する規定についての委員会の構成国の権利
- 10 委員会の構成国は、他の国を旗国とする漁船が条約区域について採択された保存管理措置の実効性を損

なう活動に従事していたと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該漁船の旗国の注意を喚起するものとし、また、適当と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。当該構成国は、自国の法令において認められる範囲内で、当該旗国に対して十分な証拠を提供するものとし、また、委員会に対してその証拠の要約を提供することができる。委員会は、申し立てられた内容及びその証拠について当該旗国が合理的な期間内に意見を述べ、又は異議を申し立てる機会を有するまでの間は、関連する情報を配布してはならない。

11 委員会の構成国は、委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事した漁船が条約区域において漁獲を行うことを抑止するために、旗国が適当な措置をとるまでの間、協定及び国際法（この目的のために委員会が採択する手続を含む。）に基づいて措置をとることができる。

12 委員会は、国又は主体の漁船が委員会によって採択された保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲を行う場合には、必要なときは、当該国又は主体に対して、委員会が規制する種に関し委員会の構成国の国際的な義務に合致した無差別な貿易措置をとることを認める手続を作成する。

第二十六条 乗船及び検査

1 委員会は、保存管理措置の遵守を確保するために、条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査のための手続を定める。条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査に用いられるすべての船舶は、政府の公務に使用されていることが明らかに表示されており、かつ、識別されることができるとし、また、この条約により公海での乗船及び検査を行うことが認められるものとする。

2 委員会が、この条約が効力を生じてから二年以内に、1に規定する手続について、又は委員会の定める保存管理措置の遵守を確保するために協定及びこの条約に基づく委員会の構成国の義務を効果的に履行させる代替的な仕組みについて合意することができない場合には、3の規定が適用されることを条件として、協定第二十一条及び第二十二条をこの条約の一部であるとみなして適用するものとし、条約区域における漁船に対する乗船及び検査並びにその後の取締措置は、これらの規定に定められた手続及び委員会が協定第二十一条及び第二十二条の実施のために必要と認める追加的な実際的手続に従ってとられるものとする。

3 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船が1及び2に規定する手続に従い正当に権限を与えられた検

査官による乗船を受け入れることを確保する。検査官は、乗船及び検査のための手続に従う。

第二十七条 寄港国がとる措置

1 寄港国は、国際法に従って、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。寄港国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行ってはならない。

2 委員会の構成国の漁船が委員会の他の構成国の港又は沖合の係留施設に任意に入る場合には、寄港国は、特に当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査することができる。

3 委員会の構成国は、漁獲物が委員会によって採択された保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲されたと認める場合には、陸揚げ及び転載を禁止する権限を自国の関係当局に与えるための規則を定めることができる。

4 この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第七部 地域オプザーバー計画及び転載の規制

第二十八条 地域オブザーバー計画

1 委員会は、検証された漁獲量データその他の科学的データ及び追加的な漁業に関する情報を条約区域から収集するため、並びに委員会が採択する保存管理措置の実施を監視するために地域オブザーバー計画を作成する。

2 地域オブザーバー計画は、委員会の事務局が調整し、及び漁場の性格その他の関連要素を考慮に入れた柔軟な方法で企画する。この点に関し、委員会は、地域オブザーバー計画に関する契約を結ぶことができる。

3 地域オブザーバー計画は、委員会の事務局によって認定された独立で、かつ、公平なオブザーバーで構成し、並びに可能な限り最大限に他の地域的な、小地域的な及び各国のオブザーバー計画との間で調整する。

4 委員会の構成国は、委員会が要求する場合には、条約区域における自国を旗国とする漁船（自国の管轄の下にある水域内で専ら操業する船舶を除く。）が地域オブザーバー計画のオブザーバーを受け入れるようにすることを確保する。

5 4の規定は、条約区域における公海で専ら漁獲を行う船舶、公海上及び一又は二以上の沿岸国の管轄の下にある水域において漁獲を行う船舶並びに二以上の沿岸国の管轄の下にある水域において漁獲を行う船舶について適用する。地域オブザーバー計画に基づいて配置されたオブザーバーは、船舶が同一の漁獲航行中に旗国の管轄の下にある水域及び隣接する公海の双方で操業する場合には、当該船舶が旗国の管轄の下にある水域にある間は、当該船舶の旗国が別段の合意をする場合を除くほか、6(e)の活動のいずれも行つてはならない。

6 地域オブザーバー計画は、次の指針に従つて、かつ、この条約の附属書Ⅲ第三条の規定に基づいて、運用する。

- (a) 地域オブザーバー計画は、漁場の特性を考慮に入れて、委員会が条約区域内の漁獲量の水準及び関連事項に関する適当なデータ及び情報を入手することを確保するために十分な水準の対象範囲を定める。
- (b) 委員会の構成国は、自国民をオブザーバーとして地域オブザーバー計画に参加させる権利を有する。
- (c) オブザーバーは、委員会が承認する統一的な手続に従つて訓練され、及び認定されるものとする。
- (d) オブザーバーは、船舶の合法的な操業を不当に妨害してはならない。また、オブザーバーは、その任

務を遂行するに当たり、船舶の操業上の要請に妥当な考慮を払い、及びこの目的のために船長と定期的
に連絡を取る。

(e) オブザーバーの活動には、漁獲量データその他の科学的なデータの収集、委員会が採択する保存管理
措置の実施の監視及び委員会が作成する手続に従った調査結果の報告を含む。

(f) 地域オブザーバー計画は、費用対効果の大きいものとし、既存の地域的な、小地域的な及び各国のオ
ブザーバー計画との重複を避けるものとし、並びに実行可能な範囲で条約区域において漁獲を行う船舶
の操業への混乱が最小限となるようなものとする。

(g) オブザーバーを配置するに当たっては、合理的な予告期間が与えられる。

7 委員会は、地域オブザーバー計画の運用のために、追加的な手続及び指針を作成する。この手続及び指
針には、次の事項に関するものを含める。

- (a) 委員会が秘密の性質を有すると認める集計されていないデータその他の情報の保護の確保
- (b) オブザーバーが収集するデータ及び情報の委員会の構成国への配布
- (c) オブザーバーの乗船。もつとも、オブザーバーが乗船している際の船舶の船長及び乗組員の権利及び

義務並びにオブザーバーの任務の遂行に当たつての権利及び義務を明確に定めるものとする。

8 委員会は、地域オブザーバー計画の経費の支払方法を決定する。

第二十九条 転載

1 委員会の構成国は、漁獲物の正確な報告を確保するための努力を支援するため、自国の漁船が実行可能な範囲で港において転載を行うことを奨励する。委員会の構成国は、この条約の適用上、転載港として一又は二以上の港を指定することができる。委員会は、そのすべての構成国に対して指定された港の一覧表を定期的に配布する。

2 委員会の構成国の管轄の下にある水域内の港又は区域における転載は、適用のある関係国内法に従って行われる。

3 委員会は、条約区域内の港及び海上で転載された種及び量に関するデータを収集し、及び検証するための手続並びにこの条約が対象とする転載が終了した時を決定するための手続を作成する。

4 国の管轄の下にある水域を超える条約区域内の海上における転載は、この条約の附属書Ⅲ第四条に定められた条件及び3の規定に基づいて委員会が定める手続に従つてのみ行う。当該手続については、関係す

る漁場の特性を考慮に入れるものとする。

5 4の規定にかかわらず、条約区域内で操業するまき網漁船による海上での転載は、禁止する。ただし、委員会が既存の操業を反映するために特例を採択する場合は、この限りでない。

第八部 開発途上国の要請

第三十条 開発途上国の特別な要請の認識

1 委員会は、条約区域における高度回遊性魚類資源の保存及び管理並びに高度回遊性魚類資源の漁場の開発に関し、この条約の開発途上にある締約国（特に開発途上にある島嶼国）並びに海外領土及び属領の特別な要請を十分に認識する。

2 委員会は、高度回遊性魚類資源の保存管理措置を定めることに協力する義務が履行される際に、開発途上にある締約国（特に開発途上にある島嶼国）並びに海外領土及び属領の特別な要請、特に次の事項を考慮する。

(a) 海洋生物資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存する開発途上にある締約国（特に開発途上にある島嶼国）のぜい弱性

(b) 開発途上にある締約国（特に開発途上にある島嶼^{しよ}国）並びに海外領土及び属領において、自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者、漁業労働者及び原住民に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者の漁場の利用を確保する必要性

(c) 当該保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が直接又は間接に開発途上にある締約国並びに海外領土及び属領に転嫁されないことを確保する必要性

3 委員会は、開発途上にある締約国（特に開発途上にある島嶼^{しよ}国）並びに適当な場合には海外領土及び属領が委員会の活動（委員会及びその補助機関の会合を含む。）に効果的に参加することを促進するための基金を設立する。委員会の財政規則には、当該基金の運用指針及び援助の資格基準を含める。

4 この条に定める目的のための開発途上国並びに海外領土及び属領との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助、技術移転（合弁事業の取極によるものを含む。）並びに顧問サービス及び諮問サービスの提供を含む。そのような援助は、特に次の事項を対象とする。

(a) 漁場のデータ及び関連情報の収集、報告、検証、交換及び分析を通じた高度回遊性魚類資源の保存及び管理の改善

(b) 資源評価及び科学的調査

(c) 監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発を含む。）、国の及び

地域的なオブザーバー計画の開発並びにこれらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会及び設備の利用

第九部 紛争の平和的解決

第三十一条 紛争の解決のための手続

協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、委員会の構成国（協定の締約国であるか否かを問わな
い。）間の紛争について準用する。

第十部 この条約の非締約国

第三十二条 この条約の非締約国

1 委員会の構成国は、この条約の非締約国を旗国とする漁船が委員会によって採択される保存管理措置の
実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この条約、協定及び国際法に合致する措置をとる。

2 委員会の構成国は、この条約の非締約国を旗国とする漁船が条約区域において漁獲操業に従事している

場合には、当該漁船の活動に関する情報を交換する。

3 委員会は、この条約の非締約国の国民又は当該非締約国を旗国とする船舶によって行われた活動がこの条約の目的の実施に影響を及ぼすと認める場合には、当該非締約国の注意を喚起する。

4 委員会の構成国は、委員会が採択する保存管理措置が条約区域におけるすべての漁獲活動に適用されることを確保するため、この条約の非締約国の船舶が条約区域において漁獲を行う場合には、当該非締約国に対して、当該保存管理措置の実施に十分協力するよう個別に又は共同して要請する。協力的な非締約国は、関連する資源に関する保存管理措置の遵守についての約束及びその遵守の記録に応じて、漁場への参加による利益を享受する。

5 この条約の非締約国は、要請する場合には、委員会の構成国の同意を得ること及びオブザーバーの地位の付与に関する手続規則に従うことを条件として、委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請されることができる。

第十一部 信義誠実及び権利の濫用

第三十三条 信義誠実及び権利の濫用

この条約に基づく義務は、誠実に履行されるものとし、この条約によって認められる権利は、濫用とならないように行使される。

第十二部 最終規定

第三十四条 署名、批准、受諾及び承認

1 この条約は、オーストラリア、カナダ、中国、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー諸島共和国、フランス、インドネシア、日本国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ニュージールランド、ニウエ、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、大韓民国、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（ピトケアン島、ヘンダーソン島、デューシー島及びオエノ島）、アメリカ合衆国及びバヌアツ共和国による署名のために、二千年九月五日から十二箇月の間、開放しておくものとする。

2 この条約は、署名国により、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府に寄託される。

4 各締約国は、この条約によって設立される委員会の構成国となる。

第三十五条 加入

1 この条約は、前条1に掲げる国及び千九百八十一年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体であつて条約区域内に位置するものによる加入のために開放しておくものとする。

2 この条約が効力を生じた後、他の国及び地域的な経済統合のための機関の国民及び漁船が条約区域において高度回遊性魚類資源を漁獲することを希望する場合には、締約国は、コンセンサス方式により、当該他の国及び地域的な経済統合のための機関に対し、この条約に加入するよう招請することができる。

3 加入書は、寄託政府に寄託される。

第三十六条 効力発生

1 この条約は、(a)及び(b)の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

(a) 北緯二十度線の北側に位置する三箇国

(b) 北緯二十度線の南側に位置する七箇国

2 この条約は、その採択の後三年以内に1(a)の三箇国によつて批准されない場合には、十三番目の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の後六箇月で又は1の規定に基づく場合のいずれか早い方の日

に効力を生ずる。

3 この条約は、その効力を生じた後、この条約を批准し、正式に確認し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国、千九百八十二年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体であつて条約区域内に位置するもの又は地域的な経済統合のための機関については、その批准書、正式確認書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十七条 留保及び除外

この条約については、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。

第三十八条 宣言及び声明

前条の規定は、国、千九百八十二年条約第三百五条1(c)から(e)までに規定する主体であつて条約区域内に位置するもの又は地域的な経済統合のための機関が、この条約の署名若しくは批准又はこれへの加入の際に、特にその国内法令をこの条約の規定に調和させることを目的として、宣言又は声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）を行うことを排除しない。ただし、当該宣言又は声明は、これらを行った国、主体又は地域的な経済統合のための機関についてこの条約の規定を適用するに当たり、この条約の規定

の法的効力を排除し、又は変更することを意味しない。

第三十九条 他の協定との関係

この条約は、この条約と両立する他の協定の規定に基づく締約国及び第九条2に規定する主体の権利及び義務（他の締約国がこの条約に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る。）を変更するものではない。

第四十条 改正

1 委員会の構成国は、委員会による審議のため、この条約の改正を提案することができる。その提案は、審議が行われる委員会の会合の少なくとも六十日前に、事務局長にあてた書面による通報によって行われるものとする。事務局長は、すべての委員会の構成国に対し、速やかに当該通報を送付する。

2 この条約の改正は、委員会の構成国の過半数が改正案の審議のための特別会合の開催を要求する場合を除くほか、委員会の年次会合において審議される。特別会合は、六十日前までに通知することによって開催することができる。この条約の改正は、コンセンサス方式によって採択される。事務局長は、委員会が採択した改正を委員会のすべての構成国に対して速やかに送付する。

3 この条約の改正は、当該改正を批准し、又はこれに加入した締約国については、過半数の締約国が批准書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。その後において、必要とされる数の批准書又は加入書が寄託された後に当該改正を批准し、又はこれに加入する締約国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十一条 附属書

1 附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとする。また、別段の明示の定めがない限り、「この条約」といい、又は第一部から第十二部までのいずれかの部を指しているときは、関連する附属書を含めていうものとする。

2 この条約の附属書は、随時改正することができるものとし、委員会の構成国は、附属書の改正を提案することができる。前条の規定にかかわらず、附属書の改正が委員会の会合においてコンセンサス方式によって採択される場合には、当該改正は、この条約に組み入れられ、採択の日又は当該改正において指定される他の日から効力を生ずる。

第四十二条 脱退

1 締約国は、寄託政府にあてた書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができるものとし、また、その理由を示すことができる。理由を示さないことは、脱退の効力に影響を及ぼすものではない。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 この条約からの締約国の脱退は、その脱退が効力を生ずる前に当該国が負った財政的義務に影響を及ぼすものではない。

3 この条約からの締約国の脱退は、この条約との関係を離れた国際法に基づく義務であつてこの条約に具現されているものを当該国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

第四十三条 海外領土による参加

1 委員会及びその補助機関への参加は、国際関係について責任を有する締約国の適当な承認を得て、次のいずれにも開放する。

合衆国領サモア

フランス領ポリネシア

グアム

ニューカレドニア

北マリアナ諸島

トケラウ諸島

ワリス・フテユナ諸島

2 締約国は、1に規定する参加の性質及び範囲につき、国際法、この条約の対象事項に関する権限の配分並びに1の規定に基づいて参加する海外領土がこの条約に基づいて権利を行使し、及び責任を果たす能力の発展を考慮して、委員会の手続規則に別個に規定する。

3 2の規定にかかわらず、1の規定に基づくすべての参加者は、委員会の活動に完全に参加する権利（委員会及びその補助機関に出席し、及び発言する権利を含む。）を有する。委員会は、その任務を遂行し、及び決定を行うに当たって、すべての参加者の利益を考慮する。

第四十四条 寄託政府

この条約及びその改正の寄託政府は、ニュージージーランド政府とする。寄託政府は、国際連合憲章第二百二条

の規定に従って、この条約を国際連合事務総長に登録する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千年九月五日にホノルルで、原本一通を作成した。

(署名欄は省略)

附属書Ⅰ 漁業主体

1 漁業主体は、その船舶が条約区域において高度回遊性魚類資源を漁獲する場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することによって、この条約の定める制度に拘束されることに同意することができる。その同意は、書面が送付された後三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、寄託政府にあてた書面による通告によって当該同意を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明示される場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

2 当該漁業主体は、委員会の活動（意思決定を含む。）に参加し、及びこの条約に基づく義務を遵守する。この条約の適用上、「委員会」又は「委員会の構成国」というときは、当該漁業主体及び締約国をいう。

3 漁業主体が関係するこの条約の解釈又は適用に関する紛争が紛争当事者間の合意によって解決することができない場合には、当該紛争は、一方の紛争当事者の要請により、常設仲裁裁判所の関連する規則に従い、最終的で、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

4 漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

附属書Ⅱ 再検討協議会

1 委員会の決定に関する再検討の請求は、この条約第二十条6の規定に従い、当該決定の採択から三十日以内に書面による通告によって事務局長に提出する。当該通告には、再検討を求める根拠に関する説明書を添付する。事務局長は、当該通告及び添付された説明書の写しを委員会のすべての構成国に配布する。

2 再検討協議会は、次のとおり構成される。

(a) 再検討協議会は、千九百八十二年条約の附属書Ⅷ第二条の規定に基づいて国際連合食糧農業機関が作成し、かつ、保管する漁業の分野における専門家の名簿又は事務局長が保管する同様の名簿の中からこの附属書に従って任命される三人の委員で構成する。

(b) 再検討の請求を行う委員会の構成国（以下「請求国」という。）は、一人の再検討協議会の委員（自国民であるか否かを問わない。）を任命する。その任命については、1の書面による通告に含めるものとする。

(c) 委員会の二以上の構成国が同一の決定について再検討を求める場合には、当該二以上の構成国は、再

検討を求める根拠のいかんを問わず、最初に提出された通告が受領されてから二十日以内に、合意により共同で一人の再検討協議会の委員を任命する。当該二以上の構成国が任命につき合意に達することができない場合には、当該二以上の構成国のいずれかの要請に基づき、(f)の規定に従って任命する。

(d) 委員会の議長は、1に規定する通告が受領されてから二十日以内に一人の再検討協議会の委員を任命する。

(e) その他一人の再検討協議会の委員は、再検討を求める委員会の一又は二以上の構成国と委員会の議長との間の合意によって任命する。当該一又は二以上の構成国及び委員会の議長は、三人の再検討協議会の委員の中から再検討協議会の議長を任命する。当該一又は二以上の構成国及び委員会の議長が再検討協議会の一若しくは二以上の委員又は議長の任命につき1に規定する通告が受領されてから二十日以内に合意に達することができない場合には、いずれかの当事者の要請により、(f)の規定に従って任命する。この要請は、当該二十日の期間の満了の日から十日以内に行う。

(f) 当事者がその選任する者又は第三国により(c)から(e)までに規定する任命が行われることについて合意する場合を除くほか、国際海洋法裁判所長が必要な任命を行う。

- (g) 空席が生じた場合には、当初の任命のために規定された方法によって補充する。
- 3 審理は、再検討協議会の設置後三十日以内に、再検討協議会が決定する場所及び日時に開催される。
- 4 再検討協議会は、審理が迅速に実施され、並びに請求国が陳述し、及び自己の立場を表明する十分な機会が保障されるための手続を定める。
- 5 事務局長は、委員会を代表して行動するものとし、決定がされた根拠を理解するために十分な情報を再検討協議会に提供する。
- 6 委員会の構成国は、再検討の対象となっている事項に関する覚書を再検討協議会に提出することができ、るものとし、また、再検討協議会は、当該構成国に対し、陳述する十分な機会を与える。
- 7 再検討協議会の経費（委員に対する報酬を含む。）は、事案の特殊事情のために再検討協議会が別段の決定を行う場合を除くほか、次のように負担する。
- (a) 請求国が七十パーセントを負担するものとし、請求国が複数の場合には、請求国間で均等に負担する。
- (b) 委員会の年次予算から三十パーセントを支払う。

8 再検討協議会の決定は、委員の過半数による議決で行う。

9 再検討協議会は、請求国（複数の請求国がある場合には、いずれかの請求国）が再検討協議会に出席しない場合であっても、手続を継続し、並びに認定及び勧告を行うことができる。請求国の欠席は、再検討手続を妨げるものではない。

10 再検討協議会の認定及び勧告は、請求の対象となっている事項にのみ及ぶものとする。認定及び勧告には、その理由を明示するものとし、関与した委員の氏名及び当該認定の日付を付する。いずれの委員も、別個の意見又は反対意見を認定に付することができる。もつとも、再検討協議会は、その決定を委員会の決定に代えてはならない。再検討協議会は、審理が終了した日から三十日以内に、一又は二以上の請求国及び事務局長に対し、認定及び勧告（その理由を含む。）を通知する。事務局長は、再検討協議会の認定及び勧告並びに理由の写しを委員会のすべての構成国に配布する。

附属書Ⅲ 漁獲の条件

第一条 序

条約区域において漁獲のために使用することを許可されたすべての漁船の操業者は、当該漁船が条約区域にあるときは、常に次条から第六条までに規定する条件を遵守する。これらの条件は、委員会の構成国の管轄の下にある水域において適用される条件（当該構成国が発給する免許を根拠とするもの又は二国間若しくは多数国間の漁業協定に従うもの）に加えて適用する。この附属書の適用上、「操業者」とは、漁船に責任を有し、又はこれを指揮し、若しくは管理する者（漁船の所有者、船長又は傭船者^{ようせん}を含む。）をいう。

第二条 国内法の遵守

操業者は、その船舶がこの条約の締約国である沿岸国の管轄の下にある水域に入るときは、当該沿岸国の適用のある国内法を遵守し、当該船舶及びその乗組員が当該国内法を遵守することについて責任を有し、並びに当該国内法に従って当該船舶を操業する。

第三条 オブザーバーに関する操業者の義務

1 操業者及び乗組員は、地域オブザーバー計画に基づいてオブザーバーと認定された者のいずれに対しても、次の活動を認め、及び援助する。

(a) 合意された場所及び日時における乗船

(b) オブザーバーがその任務を遂行するために必要であると認める船上のすべての施設及び設備への十分なアクセス並びにこれらの施設及び設備の使用（船橋、船上の魚類並びに魚類の保有、加工、計量及び貯蔵のために使用される区域並びに記録の検査及び複写のための船舶の記録（航海日誌及び関係文書を含む。）への十分なアクセス並びに航海設備、海図及び無線並びに漁獲に関する他の情報への合理的なアクセスを含む。）

(c) サンプルの採取

(d) 合意された場所及び日時における下船

(e) すべての任務の安全な遂行

2 操業者又は乗組員は、オブザーバーがその任務を遂行するに当たり、オブザーバーに対し、暴行、妨害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。

3 操業者は、オブザーバーが乗船している間、オブザーバー又はその政府による経費の負担なしに、乗船中の上級乗組員に対して通常与えられる合理的な水準の食料、宿泊施設及び医療施設と同等のものをオブザーバーに提供する。

第四条 転載の規制

1 操業者は、転載された種及び量の検証のために委員会が定める手続並びに条約区域における転載について委員会が定める追加的な手続及び措置を遵守する。

2 操業者は、委員会又はその構成国によって承認された者に対し、そのような者が転載の行われる当該構成国の指定された港又は水域においてその任務を遂行するために必要であると認める施設及び設備への十分なアクセス並びにこれらの施設及び設備の使用（船橋、船上の魚類並びに魚類の保有、加工、計量及び貯蔵のために使用される区域並びに記録の検査及び複写のための船舶の記録（航海日誌及び関係文書を含む。）への十分なアクセスを含む。）を認め、及び援助する。さらに、操業者は、承認された者がサンプルを抜き取ること及び漁獲活動の十分な監視のために必要な他の情報を収集することを認め、及び援助する。操業者又は乗組員は、承認された者がその任務を遂行するに当たり、これらの者に対し、暴行、妨

害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。転載の検査中は、漁獲操業への混乱を最小限にすることを確保するためにあらゆる努力が払われるべきである。

第五条 報告

操業者は、協定の附属書Ⅰに定めるデータの収集基準に従い、船舶の位置、漁獲対象種及び非漁獲対象種の漁獲量、漁獲努力量その他の漁業に関するデータを記録し、及び報告する。

第六条 取締り

1 船舶の旗国が発給する許可書及び適当な場合にはこの条約の締約国である沿岸国が発給する許可書又はこれらの許可書の正当に証明された謄本若しくはファクシミリ若しくはテレックスによる確認書は、常時船舶内に備え置くものとし、また、委員会のいずれかの構成国によって権限を与えられた取締官の要請に応じて提示するものとする。

2 船舶の船長及び乗組員は、委員会のいずれかの構成国によって権限を与えられ、かつ、身分を証明された取締官が発出した指示（停止し、安全な場所へ移動し、並びに安全な乗船並びに船舶、許可書、漁具、設備、記録、施設、魚類及びその製品の検査を容易にすることに係るものを含む。）を直ちに遵守する。

乗船及び検査は、可能な限り、船舶の合法的な操業を不当に妨げない方法で行うものとする。操業者及び乗組員は、権限を与えられた取締官の活動を容易にし、及び援助するものとし、当該取締官がその任務を遂行するに当たり、当該取締官に対し、暴行、妨害、抵抗、遅滞行為、乗船拒否、脅迫又は干渉を行ってはならない。

3 船舶は、漁船の標識及び識別に関する国際連合食糧農業機関の標準仕様又は委員会が採択する他の代替基準に従って、標識を付され、及び識別される。そのような標識のすべての部分は、船舶が条約区域にある間、常時、見やすく、識別されやすく、及び覆いのないものでなければならない。

4 操業者は、委員会の構成国の漁業管理、監視及び取締りを行う当局との通信を容易にするため、国際遭難信号周波数二千百八十二キロヘルツ（HF）又は国際安全信号周波数百五十六・八メガヘルツ（VHF）の第十六チャンネル）を常時傍受することを確保する。

5 操業者は、国際信号書（INTERCO）の最新で、かつ、更新された写しを船内に備え置くこと及び常時閲覧することができるところを確保する。

6 船舶が委員会の構成国の管轄の下にある水域を航行し、かつ、漁獲のための許可を有していない場合及

び船舶が条約区域における公海上を航行し、かつ、公海で漁獲を行うことを旗国によって許可されていない場合には、船舶上の漁ろう設備は、漁獲に容易に使用することができないように格納され、又は収納されるものとする。

附属書Ⅳ 必要な情報

この条約第二十四条4の規定に従って保持することが義務付けられている漁船記録に記載される各漁船について、次の情報が委員会に提供されるものとする。

- 1 船名、登録番号、過去の船名（判明している場合に限る。）及び船籍港
- 2 所有者の氏名及び住所
- 3 船長の氏名及び国籍
- 4 従前の国籍（該当する場合に限る。）
- 5 国際無線通信呼出符号
- 6 船舶通信の種類及び番号（インマルサットA、B及びC並びに衛星電話の番号）
- 7 船舶のカラー写真
- 8 建造された場所及び時期
- 9 船舶の種類

- 10 通常の乗組員の定員
- 11 漁法の種類
- 12 長さ
- 13 型深さ
- 14 最大幅
- 15 登録総トン数
- 16 主たる推進機関の出力
- 17 旗国によって与えられた漁獲の許可の性質
- 18 積載能力（冷凍庫の種類、能力及び数並びに魚倉容量を含む。）